

ケーススタディ⑮
石川県白山市五十谷町地区における取組状況
(片山委員提供)

令和7年2月

白山市の概要

- 白山市の総面積は75,500ha、そのうち森林面積は63,400haと総面積の約84%を占めている。内訳は国有林21,900ha、民有林41,500haと民有林が森林面積の約65%。民有林のうち人工林は7,800ha、天然林30,700ha、その他竹林など3,000haとなっており、スギを主体とした人工林率は19%と石川県の平均（40%）を下回っている。
- 人工林の多くが収穫適期を迎え、木材資源が充実しつつある一方で、木材価格の低迷による採算性の悪化、山村の過疎化、高齢化や不在村化が原因で依然として手入れを必要とする森林が存在していることから、林業雇用環境の整備、森林の境界管理等の取組により、間伐に加えて、計画的に主伐・再造林を進めることなどが重要な課題。

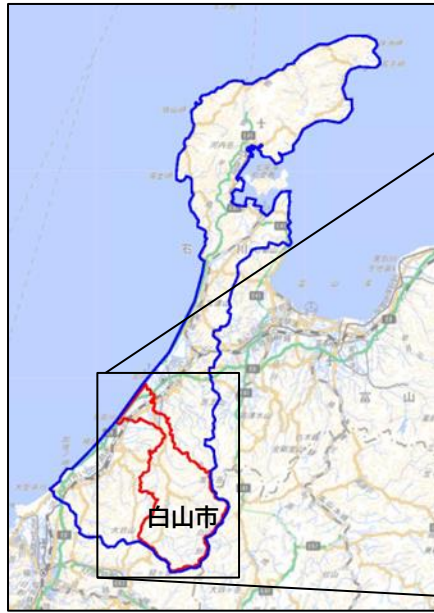


図1 石川県白山市の位置図

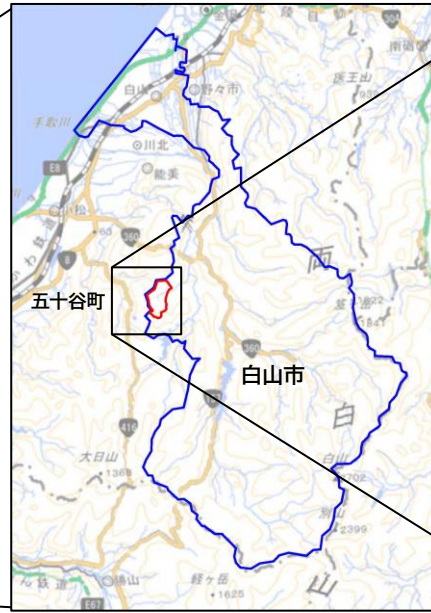


図2 白山市五十谷町の位置図

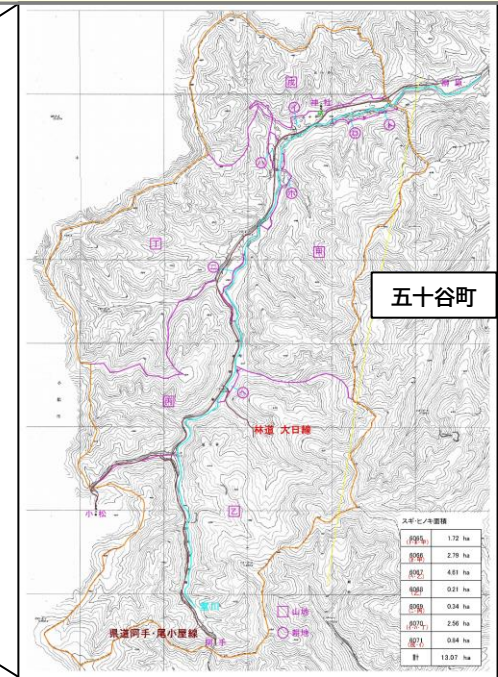
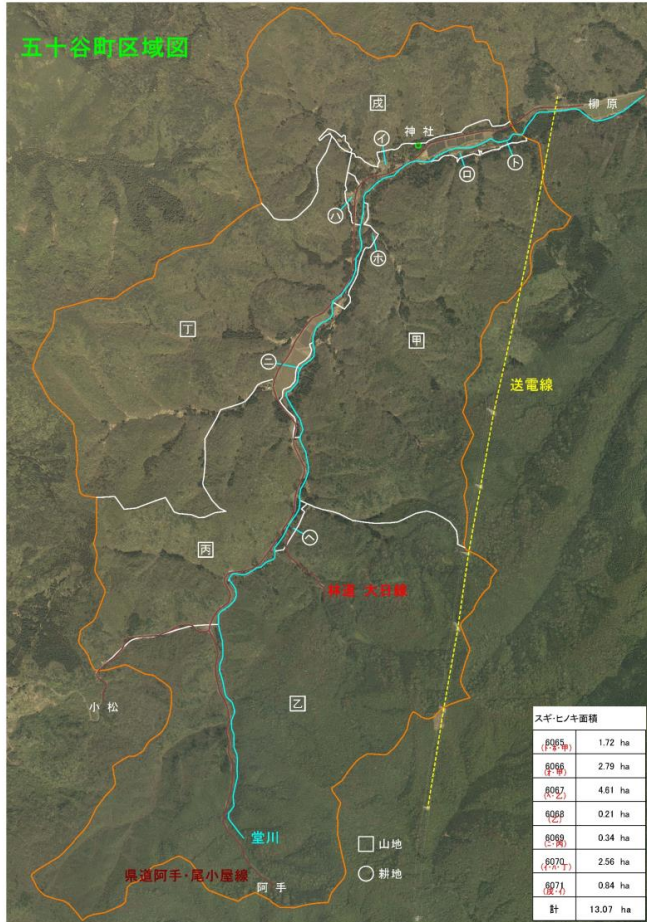


図3 白山市五十谷町の地形図

白山市五十谷町地区の概要

- 五十谷町地区全体の森林面積は477haで、その全てが民有林。うち人工林が13ha（森林面積の2.7%）で、その大部分をスギが占めており、次いでアカマツが植栽されている。
- 林齢は45年を超えており、一部で100年を超えるものもある。
- 過去20年間施業が行われていない。
- 五十谷町地区は、過疎化により無人となった集落で、土地所有が複雑な状況。



五十谷町の森林の概要

- 森林面積：477ha（全て民有林）
- うち人工林が13ha（森林面積の2.7%）
- スギが人工林の主要樹種
- 林齢は45年を超えており、一部で100年を超える箇所もある
- 過去20年間施業が行われていない。

五十谷町を意向調査対象とした理由

- 長年森林整備が行われていなかったため、森林組合より、平成21年と25年に地区代表者や所有者に対して森林整備を提案するも、地区の意見をまとめられず。
- 令和2年以降の市によるアンケート結果、区長からの相談を踏まえ、説明会を開催したうえで、意向調査を実施することになった。

五十谷町の森林の状況

- 過疎化により無人となった集落
- 長年の離村により土地の境界を知る人が少ない
- 登記簿と森林簿等で地番が一致しない森林が多い
- 多くの土地が15名前後の共有地（課税は特定の一人の代表者に対して行われている）
- 持分率とは関係なく、以前の町会長が納税者になっている筆も多い
- 土地の権利移転が口頭での合意のみで行われ、登記がなされていない箇所も存在
- 住民が転出する際に耕地などにスギを植林して離れていった経緯がある
- 耕地隣接部に植栽したスギの所有権が不明確になっている箇所がある

白山市五十谷町地区の概要

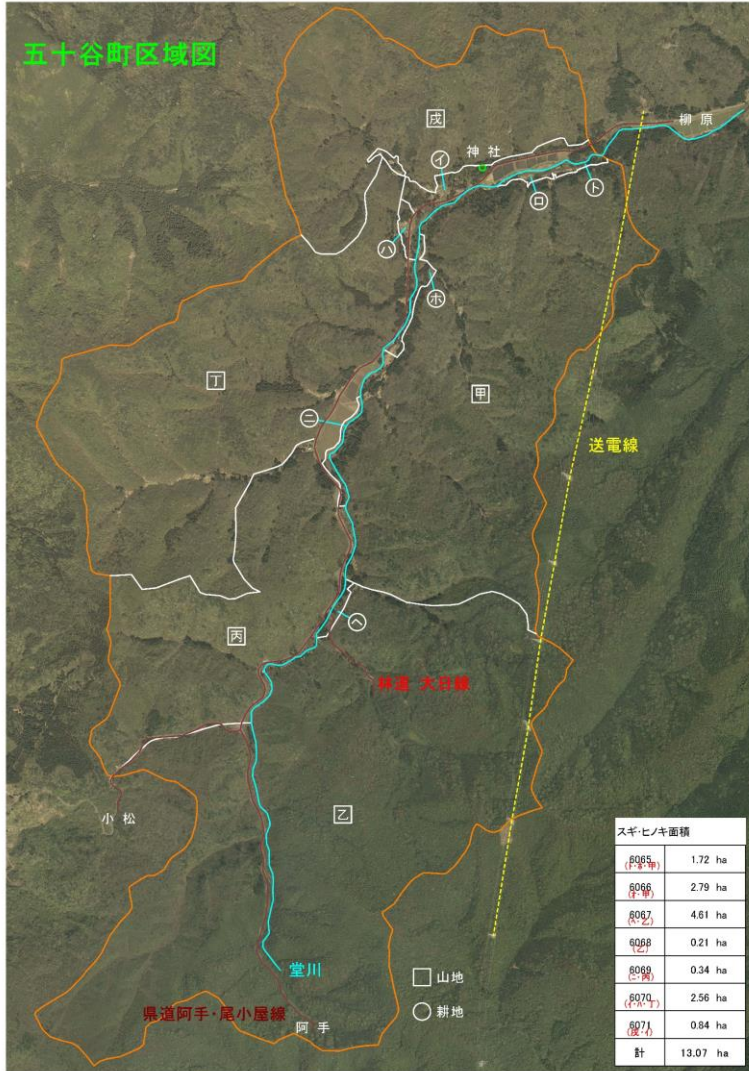


図1 耕地跡へのスギ植栽



図2 林道大日線 入口



図3 林況



図4 林況

白山市五十谷町における探索状況

- 所有者探索にあたっては、登記簿、戸籍謄本、林地台帳、課税情報等の公的資料を活用するほか、地元住民への聞き取り調査を実施。
- 対象森林全体は森林簿上で143筆。
- 白山市において、公図と森林計画図を突合し、該当する地番を推定し、法務局へ登記簿を請求。
- 143筆のうち登記簿と地番が一致する筆が100筆、一致しない筆が43筆存在。43筆のうち3筆については森林簿にのみ記載があり、登記簿、林地台帳、課税情報のいずれとも一致しない状況（詳細は表1を参照）。

表1 対象森林の森林簿上の筆数 143筆の内訳

| | |
|-------------------------------------|------|
| 登記簿・森林簿・林地台帳・課税情報に記載あり | 100筆 |
| 森林簿・林地台帳・課税情報に記載あり (登記簿と一致しない) | 40筆 |
| 森林簿にのみ記載あり (登記簿・林地台帳・課税情報と一致しない) | 3筆 |
| | 143筆 |

白山市五十谷町の意向調査結果

- 登記簿を取得できた100筆について、登記名義人は58名。相続登記未実施の筆については、戸籍謄本等により法定相続人を探索。
- 登記簿を取得できなかった43筆については課税対象者や森林簿上の所有者から親族関係を調査。
- これらの調査の結果、意向調査の対象者33名を特定。うち所在不明の1名を除く32名に対して意向調査票を送付。
- 意向調査の結果は、返信ありが29名、未返信が2名、宛先不明で返送が1名。未返信の2名には再度意向調査票を送付したものの返信は得られなかった。
- 今後の経営や管理については「市に経営や管理を委ねることを検討したい」とする回答が19名（66%）。

■ 意向調査回答結果 表2 意向調査回答結果の集計

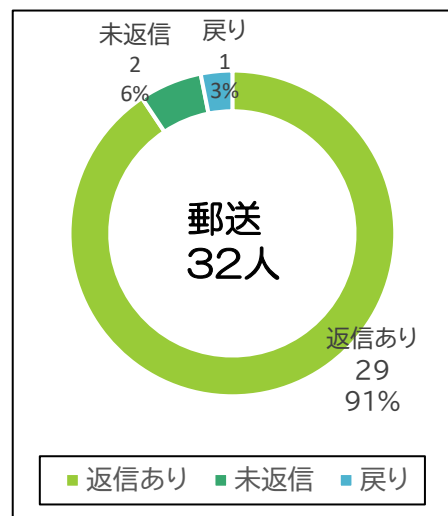
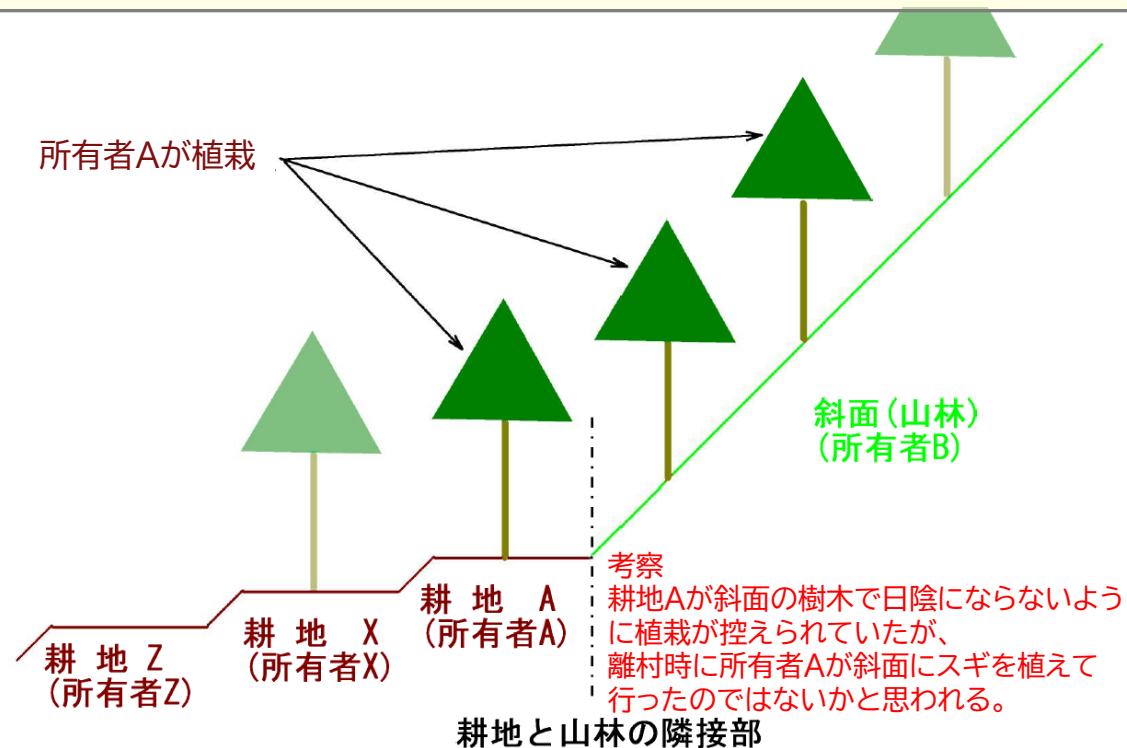


図1 意向調査回答率

| 【問1】、対象山林についてあてはまる番号に○をつけてお答えください。 | 回答数 | 【問3】対象山林について、過去10年以内に間伐などの整備をされましたか。 | 回答数 |
|--|-----|--------------------------------------|-----|
| 1)山林は、自分の所有で間違いない。 | 12 | 1)整備を行っていない。 | 16 |
| 2)山林を自分が所有していることを知らなかった。 | 5 | 2)わからない。 | 10 |
| 3)山林が自分の所有かどうかわからない。 | 6 | 3)無回答 | 3 |
| 4)上記2)と3)両方を選択 | 3 | | |
| 5)無回答 | 3 | | |
| 【問2】対象森林について、どのように管理(見回り)や整備(間伐などの施業)をされていますか。 | 回答数 | 【問4】対象山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。 | 回答数 |
| 1)日常的な管理や整備を自分で行っている。 | 1 | 1)市に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。 | 19 |
| 2)日常的な管理も整備も他の人(あるいは団体)に委託している。 | 1 | 2)その他 | 5 |
| 3)特に管理も整備も行っていない | 23 | 3)無回答 | 5 |
| 4)無回答 | 4 | | |

離村時に植栽したスギ立木の所有に係る慣習について

- 五十谷町の耕地と山林が隣接した箇所（地元ではムツシと呼ばれていた）において、耕地が斜面（山林）の樹木の影響で日陰にならないよう、影響範囲内の斜面には植栽が控えられてきたと考えられる箇所が存在（仮説）。
- 離村時において耕地所有者が耕地と隣接する斜面（山林）にスギを植栽し、この際のスギの所有権は耕地所有者にあるとする慣習があったとされる。
- ただし、この慣習は全ての土地所有者に周知・同意されていたわけではなく、スギの所有権は不明確な状況。



検討委員会でご議論いただきたい事項

1. 白山市において、公図と森林計画図を突合し、該当する地番を推定し、法務局へ登記簿を請求したものの、森林簿等と地番が一致せず、登記事項を確認できない森林が43筆存在した。この森林に係る今後の確認作業として、考えられるものはあるか。
2. 1. の確認作業を実施してなお、登記事項が存在しなかった場合（無籍地や脱落地等であった場合）の対応として、考えられるものはあるか。
3. 耕地と林地における立木の所有権に係る今後の対応について、立木登記や明認行為がされていないのであれば、林地に生育する立木の所有権は林地の所有者に帰属するものと考えられるが、ご意見や今後の対応に係る助言等あればご提供いただきたい。